

大阪地裁総第1024号

令和2年9月4日

山中理司様

大阪地方裁判所長 中本敏嗣



司法行政文書開示通知書

4月10日付け（同月13日受付・大阪地裁総第489号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

感染が疑われる事例があった場合の連絡ルート（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分及びその理由

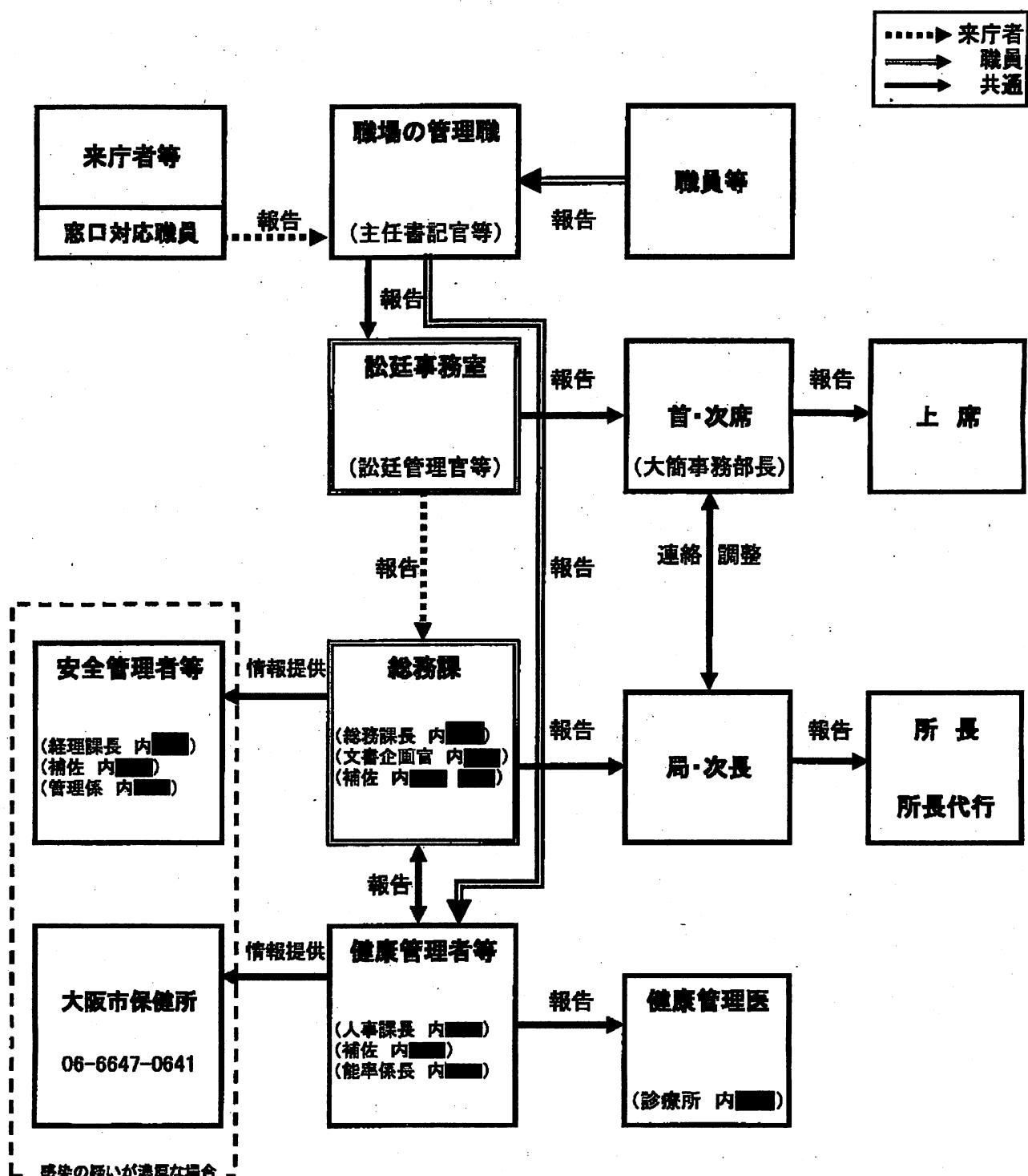
1の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話06(6363)1281 (内線4122)

【感染が疑われる事例があった場合の連絡ルート】



※1 次のような症状がある場合に、感染が疑われる。

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、②強いたるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※2 職員本人に発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇(特別、年次、病気)を利用するなどして登庁を控える。

※3 来庁者又は職員本人の感染が判明した場合には、保健所の指導に基づき、職場の消毒及び濃厚接触者への対応を行う。